

国立大学法人弘前大学学術指導取扱規程 新旧対照表

改正理由：産学連携制度における、共同研究、受託研究、受託事業、学術指導について、受入れ等及び完了報告の事務手続きに係る負担軽減や業務の効率化・迅速化を図るため、関係規程等について所要の改正を行う。

改正後	現行
<p>(事前協議)</p> <p>第5条 <u>部局長は、学術指導を受入れようとするときは、その内容について委託者と協議しなければならない。</u></p>	<p>(申込み)</p> <p>第5条 <u>委託者は、学術指導申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、原則として学術指導を開始する1か月前までに学術指導者の所属する部局長に提出するものとする。</u></p>
<p>(受入れの決定)</p> <p>第6条 <u>学術指導の受入れの決定は、前条の協議に基づき、部局長が行う。</u></p>	<p>(受入れの決定)</p> <p>第6条 <u>部局長は、前条の申込みがあったときは、受入れについて決定するものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>2 <u>部局長は、学術指導の受入れを決定したときは、学術指導受入（変更）決定通知書（様式第2号。以下「受入（変更）決定通知書」という。）により、契約担当役（国立大学法人弘前大学会計規則（平成16年規則第8号。以下「会計規則」という。）第7条第1項第2号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）に通知するものとする。この場合において、受入決定通知書には、申込書の写しその他必要な資料を添付するものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>3 <u>契約担当役は、必要に応じ、書面により契約を締結することができる。この場合において、部局長は、当該書面の原案を作成するものとする。</u></p>

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条の部局長による当該学術指導の受入れの決定に基づき、学術指導の契約を締結するものとする。

(削る)

(設備の帰属等)

第9条 学術指導に要する経費により取得した設備は、原則として本学に帰属するものとする。

2 部局長は、学術指導の遂行上必要があると認めるときは、委託者の所有に係る設備を受入れ、当該学術指導の用に供することができるものとする。

(学術指導の変更等)

第10条 学術指導者は、当該学術指導の中止、期間変更その他学術指導契約の変更（以下「変更等」という。）を行う必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告があったときは、委託者と必要な事項について協議の上、当該学術指導の変更等を決定するものとする。

(受入の通知)

第7条 契約担当役は、申込書を受領したときは、その旨を学術指導受入承諾通知書（様式第3号）により申込みを行った委託者に通知するものとする。ただし、書面により契約を締結することとなる場合は、この限りでない。

2 契約担当役は、契約を締結したときは、その旨を学術指導契約済等通知書（様式第4号）により学術指導者の所属する部局長に通知するものとする。

(新設)

(学術指導の中止、期間延長)

第9条 学術指導者は、当該学術指導を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告があったときは、学術指導上やむを得ないと認められた場合に限り、当該学術指導の中止又は期間の延長を決定するものとする。

3 契約担当役は、前項の部局長による当該学術指導の変更等の決定に基づき、契約の解除又は変更を行うものとする。

第11条～第15条 (略)

(学術指導の完了報告)

第16条 (削る)

学術指導者は、完了届を部局長の承認を経て契約担当役に提出するものとする。

第17条 (略)

(知的財産権の取扱い)

第18条 第11条から第14条までに定めるもののほか、学術指導の結果生じた知的財産権の取扱いについては、知的財産取扱規程の定めるところによる。

第19条・第20条 (略)

のとする。

3 部局長は、前項の決定をしたときは、契約担当役に受入(変更)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

第10条～第14条 (略)

(学術指導の完了報告)

第15条 学術指導者は、学術指導が終了したときは、遅滞なくその旨を部局長に報告しなければならない。

2 部局長は、前項の報告を受けて、学術指導完了届(様式第5号)を契約担当役に提出するものとする。

第16条 (略)

(知的財産権の取扱い)

第17条 第10条から第13条までに定めるもののほか、学術指導の結果生じた知的財産権の取扱いについては、知的財産取扱規程の定めるところによる。

第18条・第19条 (略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(削る)

様式第1号（第5条関係）

（略）

(削る)

様式第2号（第6条、第9条関係）

（略）

(削る)

様式第3号（第7条関係）

（略）

(削る)

様式第4号（第7条関係）

（略）

(削る)

様式第5号（第15条関係）

（略）